

第92号議案

長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

目次

1	条例改正の概要	P 1
2	主な改正内容	P 2
3	新旧対照表	
(1)	長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	P 8
(2)	長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	P 18
(3)	長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	P 23



# 1 条例改正の概要

## (1) 改正理由

介護保険法の改正により、平成30年4月1日から新たに共生型サービスが創設され、国の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、市の共生型サービスに関する基準を整備する必要があるため。

## (2) 改正する条例及び改正の概要

改正する条例	改正の概要
長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	共生型訪問介護、共生型通所介護及び共生型短期入所生活介護の基準を追加するもの。
長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	共生型地域密着型通所介護の基準を追加するもの。
長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	共生型介護予防短期入所生活介護の基準を追加するもの。

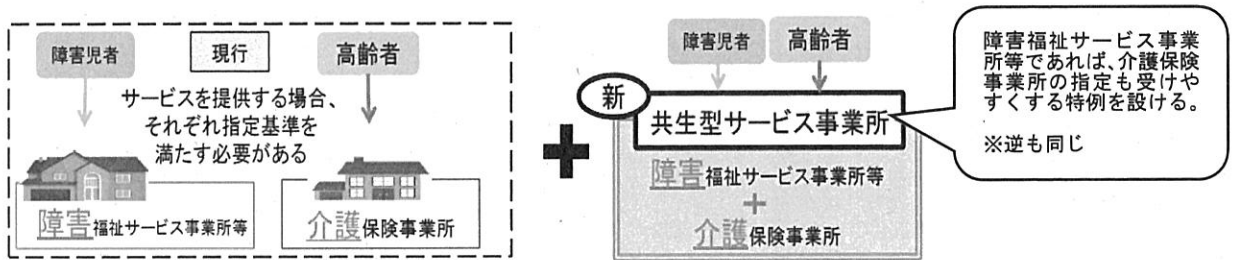
## (3) 施行日 公布の日

※共生型サービスの基準については、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」で、経過措置として平成30年4月1日から起算して1年を超えない期間において条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準をもって、市の条例で定められた基準とみなすことが定められている。

## 2 主な改正内容

### (1) 共生型サービスの概要

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするために創設され、介護保険サービス事業所が障害福祉サービスの指定を受けやすくなり、また、障害福祉サービス事業所も介護保険サービスの指定を受けやすくするもの。



	介護保険サービス		障害福祉サービス等	
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> </ul>	
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	⇔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)</li> <li>・ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)</li> <li>・ 放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>	
	療養通所介護	⇔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る)</li> <li>・ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る)</li> <li>・ 放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>	
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	⇔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所</li> </ul>	
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組み合わせを一体的に提供するサービス	(看護) 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)	通い	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く)</li> <li>・ 自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</li> <li>・ 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)</li> <li>・ 放課後等デイサービス (同上)</li> </ul>
		泊まり	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所</li> </ul>
		訪問	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅介護</li> <li>・ 重度訪問介護</li> </ul>

## (2) 共生型サービスの導入の効果

### ア 事業所側の利点

指定要件が緩和されるため、介護保険、障害福祉それぞれの事業所が互いの指定を受けやすくなり、福祉に携わる人材に限りがある中で、人材を活用しながらサービスの提供を行うことができる。

### イ 利用者側の利点

長年に渡り障害者総合支援法による障害福祉サービスを受けていた障害者が、65歳になると同時に介護保険法のサービスに切り替わる（介護保険優先原則）ことで、利用していた事業所と別の介護保険の事業所を利用しなければならないが、共生型サービスの導入により、使い慣れた障害福祉サービス事業所で介護保険のサービスを利用できるようになる。

## (3) 改正内容

サービスの名称	改正内容
・ 共生型訪問介護	障害福祉サービスにおける居宅介護及び重度訪問介護の指定を受けた事業所が、共生型訪問介護の指定を受けやすくするよう基準を設ける。
・ 共生型通所介護 ・ 共生型地域密着型通所介護	障害福祉サービスにおける生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、児童福祉法における児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けた事業所が、共生型通所介護及び共生型地域密着型通所介護の指定を受けやすくするよう基準を設ける。
・ 共生型短期入所生活介護 ・ 共生型介護予防短期入所生活介護	障害福祉サービスにおける短期入所の指定を受けた事業所が、共生型短期入所生活介護及び共生型介護予防短期入所生活介護の指定を受けやすくするよう基準を設ける。

#### (4) 基準の制定方針

共生型サービスが創設された趣旨を踏まえ、障害福祉サービス等の事業所の介護保険サービスの事業への参入を促進するという観点から、障害福祉サービス等の指定を受けている事業所であれば共生型介護保険サービスの指定を受けられるように人員、設備及び運営に関する基準を設定する。

国の基準において、人員及び設備に関する基準については、障害福祉サービス等の基準を満たしていればよいとされていることに加えて、運営に関する基準のうち、地域の実情を踏まえ参酌すべき基準となっているものについては、さらに、指定を受けやすくするように、次の方針に基づき、より緩和した基準を定めるものとする。

##### ア 参酌すべき基準について

基準の区分		制定の方針
(ア)	介護保険サービスの制度上、必要な手続きに関する基準	国の基準のとおり介護保険サービスの基準を設ける。
(イ)	上記(ア)以外で障害福祉サービス等ではなく介護保険サービスのみにある基準	介護保険サービスの基準を設けることにより事業所の負担が増えるため当該基準は設けない。
(ウ)	上記(ア)以外で障害福祉サービス等より介護保険サービスの方が厳しい基準	介護保険サービスの基準を設けることにより事業所の負担が増えるため、障害福祉サービス等と同様の基準を設ける。
(エ)	上記(ア)以外で介護保険サービスより障害福祉サービス等の方が厳しい基準	介護保険サービスの基準を設けても事業所の負担は増えないため、介護保険サービスの基準を設ける。
(オ)	介護保険サービス及び障害福祉サービス等で同様の趣旨の基準	介護保険サービスの基準を設けても事業所の負担は増えないため、介護保険サービスの基準を設ける。

##### イ 本市の独自基準について

長崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団を利することとならないよう、役員及び管理者が暴力団関係者である場合を欠格要件としているため、共生型の介護保険サービスについても既存の介護保険サービスと同様の基準を設ける。

(5) 参酌すべき基準の主なもの

基準 の 区分	介護保険サービスの基準	障害福祉サービス・障害児サービスの基準	共生型サービスの基準
(ア)	<p>(受給資格等の確認)</p> <p>第 12 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によつて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するように努めなければならない。</p> <p>【長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p>	<p>(受給資格の確認)</p> <p>第 15 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。</p> <p>【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p> <p>(受給資格の確認)</p> <p>第 18 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によつて、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。</p> <p>【長崎県通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例】</p>	<p>介護保険サービスの基準を設ける。</p>
(イ)	<p>(機能訓練)</p> <p>第 159 条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。</p>	<p>基準なし</p>	<p>基準を設けない。</p>
(ウ)	<p>(健康管理)</p> <p>第 160 条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を採らなければならない。</p>	<p>(健康管理)</p> <p>第 89 条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。</p>	<p>障害福祉サービスと同様の基準を設ける。</p>

基準 の 区分	介護保険サービスの基準	障害福祉サービス・障害児サービスの基準	共生型サービスの基準
(工)	<p>(記録の整備)</p> <p>第112条</p> <p>2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 通所介護計画</p> <p>(2) 第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(3) 第27条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p>3 前項の規定によるほか、指定通所介護事業者は、居宅介護サービス費の支払を受けた日から5年間、当該居宅介護サービス費の受給に係る従業者の勤務体制に関する記録並びに同項第1号及び第2号に掲げる記録を保存しなければならない。</p> <p>【長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第77条</p> <p>2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 第60条第1項に規定する療養介護計画</p> <p>(2) 第55条第1項に規定するサービスの提供の記録</p> <p>(3) 第67条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 第75条第2項に規定する身体的拘束等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>(6) 次条において準用する第41条第2項に規定する事故の状況及び当該事故に際して採った処置の記録</p> <p>【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第55条</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する規則で定める記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しなければならない。</p> <p>【長崎県通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例】</p>	<p>介護保険サービスの基準を設ける。</p>



基準 の 区分	介護保険サービスの基準	障害福祉サービス・障害児サービスの基準	共生型サービスの基準
(オ)	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 11 条 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>【長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p>	<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 14 条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>【長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】</p> <p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第 17 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第 52 条第 2 項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>【長崎県通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例】</p>	<p>介護保険サービスの基準を設ける。</p>

### 3 新旧対照表

- (1) 長崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成 25 年長崎市条例第 10 号)

条例（現行）	条例（改正案）
目次	目次
第 1 章 （略）	第 1 章 （略）
第 2 章 訪問介護	第 2 章 訪問介護
第 1 節～第 4 節 （略）	第 1 節～第 4 節 （略）
<u>第 5 節</u> 基準該当居宅サービスに関する基準(第 43 条—第 47 条)	<u>第 5 節</u> <u>共生型居宅サービスに関する基準(第 42 条の 3・第 42 条の 4)</u>
第 3 章～第 6 章 （略）	第 3 章～第 6 章 （略）
第 7 章 通所介護	第 7 章 通所介護
第 1 節～第 4 節 （略）	第 1 節～第 4 節 （略）
第 5 節 <u>削除</u>	第 5 節 <u>共生型居宅サービスに関する基準(第 114 条-第 131 条)</u>
第 6 節 （略）	第 6 節 （略）
第 8 章 （略）	第 8 章 （略）
第 9 章 短期入所生活介護	第 9 章 短期入所生活介護
第 1 節～第 5 節 （略）	第 1 節～第 5 節 （略）
<u>第 6 節</u> 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条—第 188 条) (略)	<u>第 6 節</u> <u>共生型居宅サービスに関する基準(第 181 条の 2・第 181 条の 3)</u>
第 10 章～第 13 章 （略）	第 10 章～第 13 章 （略）
附則	附則
	<u>第 7 節</u> 基準該当居宅サービスに関する基準(第 182 条—第 188 条) (略)

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (7) （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(8)</u> （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号、<u>第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ～ (7) （略）</p> <p><u>(8) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</u></p> <p><u>(9) （略）</u></p> <p><u>第5節 共生型居宅サービスに関する基準</u></p> <p><u>（共生型訪問介護の基準）</u></p> <p><u>第42条の3 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>第 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下この条及び第 181 条の 2 において「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護をいう。第 1 号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第 1 号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第 5 条第 1 項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。</p> <p>(2) 共生型訪問介護の利用者に対して適</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>(新設)</p> <p><u>第 5 節</u> 基準該当居宅サービスに関する 基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 107 条 指定通所介護事業者は、指定通所 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下この章 (<u>第 5 節を除く。)</u>)において「運営規程」とい う。)を定めなければならない。</p> <p>第 5 節 <u>削除</u></p> <p>第 114 条から第 131 条まで <u>削除</u></p>	<p><u>切なサービスを提供するため、指定訪 問介護事業所その他の関係施設から 必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第 42 条の 4 第 5 条、第 6 条（第 1 項を除 く。）及び第 7 条並びに前節（第 9 条第 2 項から第 6 項まで及び第 39 条を除く。）</u> <u>の規定は、共生型訪問介護の事業について</u> <u>準用する。この場合において、第 6 条第 2</u> <u>項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共</u> <u>生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護</u> <u>又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サ</u> <u>ービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問</u> <u>介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及</u> <u>び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に</u> <u>係る指定障害福祉サービス又は」とする。</u></p> <p><u>第 6 節</u> 基準該当居宅サービスに関する 基準</p> <p>(運営規程)</p> <p>第 107 条 指定通所介護事業者は、指定通所 介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に ついての重要事項に関する規程(以下この章 において「運営規程」という。)を定めなけ ればならない。</p> <p>第 5 節 <u>共生型居宅サービスに関する基準</u></p> <p><u>(共生型通所介護の基準)</u></p> <p><u>第 114 条 通所介護に係る共生型居宅サ</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p><u>ビス（以下「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長崎県条例第 68 号。以下この条において「県指定通所支援基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を 通わせる事業所において指定児童発達支援（県指定通所支援基準条例第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（県指定通所支援基準条例第 74 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（県指定通所支援基準条例第 73 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第 1 号において同じ。）を提供する事</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。）</u>、<u>指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）</u>、<u>指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）</u>、<u>指定児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）</u>又は<u>指定放課後等デイサービス事業所（県指定通所支援基準条例第 74 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）</u>（以下この号において「<u>指定生活介護事業所等</u>」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第 79 条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デ</p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>イサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第 115 条 第 9 条第 1 項、第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 22 条、第 27 条、第 28 条、第 34 条から第 36 条まで、第 37 条、第 38 条、第 39 条第 1 項、第 41 条、第 42 条の 2、第 56 条、第 99 条、第 101 条及び第 102 条第 4 項並びに前節（第 105 条第 1 号、第 3 号及び第 4 号並びに第 113 条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 9 条第 1 項中「第 30 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 107 条に規定する運営規程をいう。第 34 条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第 28 条及び第 34 条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 102 条第 4 項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第 1 項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介</u></p>



条例（現行）	条例（改正案）
	<p><u>護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第 105 条第 2 号、第 106 条第 5 項及び第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第 112 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 3 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とあるのは「第 38 条第 2 項」とする。</u></p> <p>第 116 条から第 131 条まで 削除</p> <p><u>第 6 節 共生型居宅サービスに関する基準</u>  <u>（共生型短期入所生活介護の基準）</u></p> <p><u>第 181 条の 2 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下「共生型短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 103 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第 99 条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施</u></p>
(新設)	
(新設)	

条例（現行）	条例（改正案）
<p>（新設）</p>	<p><u>設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p>（準用）</p> <p><u>第181条の3 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第37条、第38条、第40条、第41条、第42条の</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p>2、<u>第 56 条、第 108 条、第 110 条、第 111 条、第 147 条及び第 149 条並びに第 4 節（第 152 条第 2 項、第 155 条第 2 項及び第 6 項、第 156 条、第 157 条第 3 項から第 5 項まで、第 158 条第 2 項、第 159 条、第 162 条、第 165 条第 2 項及び第 3 項、第 167 条第 2 項第 1 号並びに第 168 条を除く。）の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第 34 条中「運営規程」とあるのは「運営規程（第 164 条に規定する運営規程をいう。第 152 条第 1 項において同じ。）</u>」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。）」と、第 108 条第 3 項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 152 条第 1 項中「第 164 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項及び第 155 条第 3 項中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 160 条中「指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員」とあるのは「共生型短期入所生活介護事業者」と、第 163 条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第 167 条第 2 項第 2 号中「次条において準用する第 20 条第 2 項」とあるのは「第 20 条第 2 項」と、同項第 4 号中「次条において準用する第 27 条」とあるのは「第 27 条」と、同項第 5 号中「次条において準用する第 38 条第 2 項」とある</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 6 節 基準該当居宅サービスに関する 基準</p>	<p>のは「第 38 条第 2 項」と、同項第 6 号中「次条において準用する第 40 条第 2 項」とあるのは「第 40 条第 2 項」と、同条第 3 項中「同項第 1 号及び第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」とする。</p> <p>第 7 節 基準該当居宅サービスに関する 基準</p>

- (2) 長崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 11 号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 3 章の 2 地域密着型通所介護</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p><u>第 5 節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第 4 章～第 9 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 （略）</p> <p>第 3 章の 2 地域密着型通所介護</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p><u>第 5 節</u> 共生型地域密着型サービスに関する基準（第 60 条の 20 の 2・第 60 条の 20 の 3）</p> <p><u>第 6 節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>第 4 章～第 9 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 78 条の 2 第 1 項及び第 4 項第 1 号、<u>第 78 条の 2 の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号</u>並びに第 78 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本市における指定地域</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(7)</u>（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>密着型介護老人福祉施設の入所定員、指定地域密着型サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p><u>(7) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。</u></p> <p><u>(8)</u>（略）</p> <p><u>第5節 共生型地域密着型サービスに関する基準</u></p> <p><u>（共生型地域密着型通所介護の基準）</u></p> <p><u>第60条の20の2 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス（以下「共生型地域密着型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第4号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p><u>能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）</u>、<u>指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）</u>、<u>指定児童発達支援事業者（長崎県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年長崎県条例第 68 号。以下この条において「県指定通所支援基準条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（県指定通所支援基準条例第 5 条に規定する指定児童発達支援をいう。第 1 号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（県指定通所支援基準条例第 74 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（県指定通所支援基準条例第 73 条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 80 条第 1 項に規定する指定生活介護事業所をいう。）</u>、</p>

条例（現行）	条例（改正案）
	<p> <u>指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 143 条第 1 項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第 153 条第 1 項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（県指定通所支援基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（県指定通所支援基準条例第 74 条第 1 項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第 79 条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 142 条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第 152 条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定</u> </p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p><u>生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。</u></p> <p>(2) <u>共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第 60 条の 20 の 3 第 10 条第 1 項、第 11 条から第 14 条まで、第 16 条から第 19 条まで、第 21 条、第 23 条、第 29 条、第 35 条から第 39 条まで、第 42 条、第 43 条の 2、第 54 条、第 60 条の 2、第 60 条の 4 及び第 60 条の 5 第 4 項並びに前節（第 60 条の 9 第 1 号から第 3 号まで、第 5 号及び第 6 号、第 60 条の 17 第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに第 60 条の 20 を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第 60 条の 12 に規定する運営規程をいう。第 35 条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第 35 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第 60 条の 5 第 4 項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第 1 項に規定する設備を利用し、夜</u></p>



条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="316 1216 794 1350"><u>第5節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>	<p data-bbox="850 248 1385 1137">間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第60条の9第4号、第60条の10第5項及び第60条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第60条の19第2項第2号中「次条において準用する第21条第2項」とあるのは「第21条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第29条」とあるのは「第29条」と、同項第4号中「次条において準用する第39条第2項」とあるのは「第39条第2項」とする。</p> <p data-bbox="882 1216 1385 1350"><u>第6節</u> 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準</p>

(3) 長崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年長崎市条例第12号）

条例（現行）	条例（改正案）
<p data-bbox="236 1675 722 1865">目次 第1章～第8章（略） 第9章 介護予防短期入所生活介護 第1節～第6節（略）</p> <p data-bbox="308 1944 387 1977">（新設）</p>	<p data-bbox="821 1675 1308 1865">目次 第1章～第8章（略） 第9章 介護予防短期入所生活介護 第1節～第6節（略）</p> <p data-bbox="861 1944 1380 1977"><u>第7節</u> 共生型介護予防サービスに関する</p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p style="text-align: center;"><u>第7節</u> 基準該当介護予防サービス に関する基準</p> <p>第10章～第13章（略） 附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(8)</u>（略） （新設）</p>	<p style="text-align: center;">る基準（第165条の2・第165条の3）</p> <p style="text-align: center;"><u>第8節</u> 基準該当介護予防サービス に関する基準</p> <p>第10章～第13章（略） 附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、<u>第115条の2の2第1項第1号及び第2号</u>並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、本市における指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p><u>(8)</u> 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。</p> <p><u>(9)</u>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第7節</u> 共生型介護予防サービスに</p>

条例（現行）	条例（改正案）
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>関する基準</u></p> <p><u>（共生型介護予防短期入所生活介護の基準）</u></p> <p><u>第 165 条の 2 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行う指定短期入所事業者（長崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年長崎市条例第 4 号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第 103 条第 1 項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス基準条例第 99 条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1）指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
（新設）	<p><u>護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。</u></p> <p><u>(2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。</u></p> <p><u>(3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</u></p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第165条の3 第51条の3から第51条の7まで、第51条の9、第51条の10、第51条の13、第52条の2、第52条の3、第54条、第55条の4から第55条の8まで、第55条の10、第55条の11、第57条、第121条の2、第121条の4、第129条及び第131条並びに第4節（第134条第2項、第137条第3項、第140条第2項及び第3項、第142条第2項第1号並びに第143条を除く。）及び第5節（第145条第1号から第6号まで、第146条第3項から第5項まで、第147条第2項、第148条及び第151条を除く。）の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。</u></p> <p><u>この場合において、第55条の4中「第55</u></p>

条例（現行）	条例（改正案）
<p>第 7 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p>	<p>条」とあるのは「第 139 条」と、「<u>介護予防訪問入浴介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）</u>」と、第 121 条の 2 第 3 項中「<u>介護予防通所リハビリテーション従業者</u>」とあるのは「<u>共生型介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、第 134 条第 1 項及び第 138 条中「<u>介護予防短期入所生活介護従業者</u>」とあるのは「<u>共生型介護予防短期入所生活介護従業者</u>」と、第 142 条第 2 項第 2 号中「<u>次条において準用する第 51 条の 13 第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 51 条の 13 第 2 項</u>」と、同項第 4 号中「<u>次条において準用する第 52 条の 3</u>」とあるのは「<u>第 52 条の 3</u>」と、同項第 5 号中「<u>次条において準用する第 55 条の 8 第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 55 条の 8 第 2 項</u>」と、同項第 6 号中「<u>次条において準用する第 55 条の 10 第 2 項</u>」とあるのは「<u>第 55 条の 10 第 2 項</u>」と、同条第 3 項中「<u>同項第 1 号及び第 2 号</u>」とあるのは「<u>同項第 2 号</u>」と、第 149 条中「<u>指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員</u>」とあるのは「<u>共生型介護予防短期入所生活介護事業者</u>」とする。</p> <p>第 8 節 基準該当介護予防サービスに関する基準</p>